

太子町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 5 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

## 規則第 1 号

### 太子町財務規則の一部を改正する規則

太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号中「100 万円」を「50 万円」に改め、同項第 9 号中「10 万円」を「50 万円」に改める。

第 29 条の見出し中「特定」を削り、同条第 1 項中「次の各号に掲げる」、「それぞれ当該各号に定める」及び「特定」を削り、同項各号を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「特定」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 31 条第 2 項ただし書を削る。

第 43 条第 1 項中「特定」を削り、「磁気テープ」を「通知」に、「公金収納連絡簿に収納済通知書等を添えて」を「収納済通知書等を」に改める。

第 45 条第 1 項中「過誤納金整理票により」を削り、「法第 226 号」を「法律第 226 号」に改める。

第 46 条第 1 項中「、過誤納金整理票を添え」を削り、同条第 2 項後段を削る。

第 47 条第 1 項中「過誤納金整理票を添え、その金額が」を削り、「は振替決定書により過誤納科目から充当科目へ振替え、その金額が過年度歳入」を「、過年度歳入」に改め、「は現年度の歳出から一般の支出手続により」を削り、同条第 2 項を削る。

第 48 条第 2 項を削る。

第 51 条第 1 号中「第 50 条」を「第 54 条」に改める。

第 62 条中「、次の各号に掲げる経費について」を「、第 60 条第 1 項前段に規定する」に、「、その内容を記載した書類」を「、支出負担行為書」に改め、同条各号を削る。

第 64 条第 1 項中「執行者が」の次に「債権者その他の支払を受けるべき者（以下「債権者等」という。）から提出のあった請求書に基づき」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる支出については、請求書に基づかないで決定することが

できる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費その他の給与金
- (2) 町債の元利償還金
- (3) 報償金及び賞賜金
- (4) 扶助費のうち金銭とする給付
- (5) 官公署の発する納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町が申告納付する経費、請求書を徴しがたいもので支払金額が確定している経費及びその性質上請求を要しない経費

第 64 条第 4 項中「第 1 項の」を「支出」に改め、「工事検査調書又は物件」を削り、同条第 5 項中「、第 1 項の場合において」を削り、同条に次の 4 項を加える。

- 6 請求書には、請求の内容及び計算の基礎を明らかにした明細の記載があり、債権者の押印がなければならない。この場合において、請求書が代表又は代理人名義のものであるときは、その資格権限の表示がなければならない。ただし、請求書の発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先が記載されている場合は債権者の押印を省略することができる。
- 7 予算執行者は、前項の規定により表示された資格権限を認定しがたいときは、その資格権限を証する書類を徴して、これを確認しなければならない。
- 8 債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、請求書には、委任状を添えさせなければならない。
- 9 債権の譲渡又は承継があった債務に係る支出については、請求書には、その事実を証する書面を添えさせなければならない。

第 65 条及び第 66 条を次のように改める。

第 65 条及び第 66 条 削除

第 68 条第 3 項中「合議」を「報告」に改める。

第 74 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 概算で支払をしなければ契約しがたい請負又は委託に要する経費

第 75 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 保管料
- (3) 保険料
- (4) 補償費
- (5) 土地又は家屋の買収代金

第 75 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 81 条第 1 項中「、その表面余白に「隔地払」の印を押し」を削る。

第 82 条を次のように改める。

(口座振替払)

第 82 条 会計管理者は、指定金融機関と内国為替取引契約のある金融機関に普通預金口座又は当座預金口座を設けている債権者等から申出があったときは、指定金融機関をして口座振替の方法により支払をすることができる。

2 前項の債権者等の申出は、債権者等登録申出書により行わせなければならない。ただし、会計管理者が債権者等登録申出書を不要と認めた場合は、この限りでない。

第 83 条第 1 項中「、自己を受取人とする小切手を振出し、その表面余白に「現金払（会計課）」の印を押し」を削り、同項ただし書中「1 万円」を「5 万円」に改め、同条第 3 項中「、その表面余白に「現金払（金融機関）」の印を押し」を削る。

第 84 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 89 条第 1 項中「又は過誤納金還付決定書」を削る。

第 107 条第 1 項及び第 3 項中「部局長」を「予算執行者」に改める。

第 126 条第 4 項中「開札結果票」を「開札結果表」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、契約締結の手続を延期することができる。

第 133 条第 2 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 135 条第 1 項第 1 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 136 条第 2 項中「会社」との次に「、同条第 4 項中「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と、「書面を提出」とあるのは、「書面を提出（保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときにあつては、当該書面に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講じる場合を含む。）」とを加える。

第 146 条中「工事にあつては工事検査調書、物件にあつては物件」を削り、同条ただし書中「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 160 条第 1 項中「部局長」を「歳入管理者又は予算執行者」に改める。

第 169 条第 1 項中「（磁気テープにより収納する場合を除く。）」を削る。

第 171 条第 1 項中「特定」を削り、同条第 2 項を削る。

第 176 条中「のため「歳入還付」の表示のある小切手を呈示されたとき」を削る。

第 178 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 182 条を次のように改める。

（口座振替払）

第 182 条 出納取扱店は、第 82 条第 1 項の規定により会計管理者から口座振替

払の依頼を受けたときは、直ちに口座振替払の手続をしなければならない。

第 195 条第 2 項第 1 号中「収納済通知書等」を削り、同項第 2 号中「「支払済」の表示をした小切手振出済通知書、返納済通知書」を削る。

別表第 8 土地の項摘要の欄中「道路法」の次に「（昭和 27 年法律第 180 号）」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。